

フロン類回収業者 変更の届出 提出書類一覧

概 要	下記の事項に変更があったときは、その日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。
提出書類	(1) フロン類回収業者変更届出書 (様式第四) (2) 誓約書 (3) 変更の内容に応じて、下記の提出書類欄に掲げる書類
届 出 先	久留米市 環境部 廃棄物指導課 (環境部庁舎：久留米市荘島町375番地) TEL 0942-30-9148
届出部数	正副2部 (副：コピー可)
変更事項	提 出 書 類
氏名 (名称及び代表者氏名) 及び住所	【個人の場合】住民票の写し <sup>※1</sup> 【法人の場合】登記事項証明書 <sup>※2</sup>
事業所の名称及び所在地	事業所を追加した場合はその事業所について ・ 事業所付近の見取図 <sup>※3</sup> ・ フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有すること (フロン類回収業登録申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること) を証する書類 <sup>※4</sup> ・ フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 <sup>※5</sup>
役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)	登記事項証明書 <sup>※2</sup>
未成年者である場合において、その法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の住民票の写し <sup>※1</sup> (法定代理人が法人である場合はその登記事項証明書 <sup>※2</sup> )
回収しようとするフロン類の種類	フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有すること (フロン類回収業登録申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること) を証する書類 <sup>※4</sup>
使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力 (回収しようとするフロン類の種類の変更を伴うものに限る。)	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 <sup>※5</sup>

※1 本籍 (外国人にあっては国籍等) の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。発効後3カ月以内のもの。

※2 履歴事項全部証明書。発効後3カ月以内のもの。

※3 法律で提出が義務付けられている書類ではありませんが、申請書への添付をお願いしている書類です。

※4 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等の写し、借用契約書、使用承諾書、共同使用規定書、管理要領書等の写し など

※5 取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し など